多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和5年7月19日

只 見 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項においてに準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等				
1号 事業	2号	3号	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無	実施期間	実施主体	備考
	0			蒲生	無	令和2年度 ~ 令和6年度	蒲生集落協定	面積の変更
	0			黒谷	無	令和2年度 ~ 令和6年度	黒谷集落協定	面積の変更